

内閣参質二〇一第二〇号

令和二年二月七日

内閣總理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員牧山ひろえ君提出IR事業の区域整備計画の認定なし更新及び中止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出ＩＲ事業の区域整備計画の認定ないし更新及び中止に関する質問に対す
る答弁書

一の 1について

令和元年九月四日から十月三日まで意見公募手続を実施した基本方針（特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号。以下「法」という。）第五条第一項に規定する基本方針をいう。）の案において示したとおり、区域整備計画（法第九条第一項に規定する区域整備計画をいう。以下同じ。）の認定の申請をする際には、当該申請の時点における実施協定（法第十三条第一項に規定する実施協定をいう。）の案を国土交通大臣に提出しなければならないこととする予定である。

一の 2について

国土交通大臣は、法第九条第十三項の規定に基づき、特定複合観光施設区域の適正な整備を確保するため必要があると認めるとときは、同条第十一項の認定に条件を付すことができるとされており、御指摘のようなこともあり得るものと考える。

二の 1について

法第十条第二項の規定により区域整備計画の認定の更新を受けようとする認定都道府県等（同項に規定する認定都道府県等をいう。以下同じ。）は、同条第四項において準用する法第九条第五項から第九項まで及び法第十条第三項の規定に基づき、協議会における協議又は立地市町村等及び公安委員会との協議、これらの者の同意の取付け、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置の実施、議会の議決等を経て、原則として当該認定の有効期間の満了日の六月前から三月前までの期間内に国土交通大臣に申請をする必要がある。

また、当該申請を受けた国土交通大臣は、法第十条第四項において準用する法第九条第十一項から第十四項までの規定に基づき、当該申請が法第十条第四項において準用する法第九条第十一項各号に掲げる基準に適合すると認めるときはその更新をことができ、当該更新には必要に応じ条件を付すことができるとされるとともに、更新をしようとするときは関係行政機関の長に協議して同意を得るとともに特定複合観光施設区域整備推進本部の意見を聽かなければならないとされており、また、更新をしたときはその旨及びその内容を遅滞なく公示しなければならないとされている。

二の2について

お尋ねの審査対象は、法第十条第二項の更新を受けようとする区域整備計画であり、お尋ねの審査基準は同条第四項において準用する法第九条第十一項各号に掲げる基準である。当該基準に適合すると認められないときは、当該更新を受けることができないこととなる。

三の 1について

認定都道府県等は、国土交通大臣に、公益上必要があるものとして法第三十五条第一項の規定による認定の取消しの申請をすることとなる。

三の 2について

国土交通大臣は、法第三十五条第一項の規定に基づき、同項各号に掲げる場合のいづれかに該当するとときは区域整備計画の認定を取り消すことができるとされており、区域整備計画の有効期間内であつても当該認定が取り消されることはあり得るものである。